

熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

平成 年 月 日

(宛先) 下関市長

下関市税条例附則第10条の3第8項に規定により、次のとおり申告します。

申告者 (納税義務者)	住所	町 丁目 番 号 番地	
	フリガナ	生年月日 年 月 日	
	氏名 (名称)	印	電話
	個人番号 (法人番号)		
家の状況 改修後の住宅の床面積が、50㎡以上280㎡以下	所在地		
	家屋番号	登記受付日	年 月 日
	種類	建築年月日	年 月 日 (対象:新築後10年以上経過した住宅)
	構造	改修完了日	年 月 日
	床面積 (居住部分)	(㎡)	改修工事完了日から、3月を経過した後に申告書を提出する場合、3月以内に提出できなかった理由
改修工事の内容 ①以外の改修工事も併せて行った場合(該当に○)	<input checked="" type="radio"/> ① 窓の断熱改修工事(必須)		
	<input type="radio"/> ② 床の断熱改修工事		
	<input type="radio"/> ③ 天井の断熱改修工事		
	<input type="radio"/> ④ 壁の断熱改修工事		
改修工事に要した費用(A)	円	省エネ改修に直接関係のない壁の貼替え等に要した費用は含みません。	
国又は地方公共団体の補助金等(B)	円		
控除後金額(A-B) (50万円超要したものが対象)	円		

- 改修工事が完了した日から3月以内に、地方税法施行規則附則第7条第9項で定める書類(熱損失防止改修工事証明書※、領収書及び補助金等を確認できる書類等)を添付して申告してください。
(申告書の添付書類は、原本を返還いたします。)

※熱損失防止改修工事証明書…建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。
なお、証明書に工事費用の記載がある場合は、領収書の添付は不要です。

お問い合わせ先
〒750-8521 下関市南部町1-1
下関市役所 資産税課 家屋係
(本庁舎新館2階 青色3番窓口)
電話: 083-231-1473

